

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和1年8月8日(2019.8.8)

【公開番号】特開2018-160329(P2018-160329A)

【公開日】平成30年10月11日(2018.10.11)

【年通号数】公開・登録公報2018-039

【出願番号】特願2017-55718(P2017-55718)

【国際特許分類】

H 05 B	33/26	(2006.01)
H 01 L	51/50	(2006.01)
H 05 B	33/02	(2006.01)
H 05 B	33/04	(2006.01)
H 05 B	33/10	(2006.01)

【F I】

H 05 B	33/26	Z
H 05 B	33/14	A
H 05 B	33/02	
H 05 B	33/04	
H 05 B	33/10	

【手続補正書】

【提出日】令和1年6月20日(2019.6.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

可撓性を有する基板であって、互いに対向する第1平坦部及び第2平坦部と、前記第1平坦部の端部と前記第2平坦部の端部とを接続する湾曲形状の接続部と、を有し、前記第1平坦部、前記第2平坦部及び前記接続部が一体に形成された該基板と、

前記第1平坦部の前記第2平坦部に対向する一方の面に配置され、当該一方の面側から第1電極層、第1有機機能層及び第2電極層が少なくとも配置されてなる第1有機EL部と、

前記第2平坦部の前記第1平坦部に対向する一方の面に配置され、当該一方の面側から第3電極層、第2有機機能層及び第4電極層が少なくとも配置されてなる第2有機EL部と、を備え、

前記第1電極層及び前記第3電極層は、前記接続部に配置されておらず、

前記第2電極層及び前記第4電極層は、一体に形成されており、前記第1平坦部、前記第2平坦部及び前記接続部にわたって配置されている、有機EL素子。

【請求項2】

前記第1有機機能層及び前記第2有機機能層は、一体に形成されており、前記第1平坦部、前記第2平坦部及び前記接続部にわたって配置されている、請求項1に記載の有機EL素子。

【請求項3】

前記第1有機機能層と前記第2有機機能層とは、発光色が異なる、請求項1又は2に記載の有機EL素子。

【請求項4】

前記第1有機EL部と前記第2有機EL部との間に封止部を備える、請求項1～3のいずれか一項に記載の有機EL素子。

【請求項5】

可撓性を有する基板の一方の主面上に、第1電極層、第1有機機能層及び第2電極層が少なくとも配置されてなる第1有機EL部と、第3電極層、第2有機機能層及び第4電極層が少なくとも配置されてなる第2有機EL部と、を所定の間隔をあけて形成する形成工程と、

前記第1有機EL部と前記第2有機EL部とが互いに対向するよう、前記第1有機EL部と前記第2有機EL部との間の領域を折り曲げ部分として前記基板を折り曲げる工程と、を含み、

前記形成工程において、前記基板の前記一方の主面上に、前記第1電極層及び前記第1有機機能層と、前記第3電極層及び前記第2有機機能層とを形成した後に、前記第1有機機能層上、前記第2有機機能層上及び前記第1電極層と前記第3電極層との間の前記一方の主面上にわたって前記第2電極層及び前記第4電極層を一体に形成する、有機EL素子の製造方法。